

日常生活
における

賠償責任保障 について考えよう

日常生活の思いがけない高額な賠償責任へ備えておくと安心です。



他人に対する法律上の賠償責任を負った場合の保障を準備

誤って他人のものを壊したり、他人にケガをさせたときの賠償責任に備えられるのが、個人賠償責任保険です。火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として用意されており、**加入しやすいところにも特徴**があります。また、1世帯の1人が加入することで同居のご家族だけでなく、別居の未婚の子どもも保障されるため、検討される場合は**保障される方の範囲もあらかじめ確認**をしましょう。

<p>このような場合に賠償責任が発生します。</p>		<p>自転車に乗っていたところ、ハンドル操作を誤り、通行人にぶつかりケガをさせた。</p>		<p>誤ってベランダから物を落としてしまい、通行人にケガをさせた。</p>
----------------------------	--	---	--	---------------------------------------

! 個人賠償責任保険で補償されない例

- ・同居の親族に対する場合
- ・仕事中に起こした事故 ・自動車やバイクでの事故 など

! 法律上の賠償責任が発生しない例

- ・幼稚園に預けている間に、子ども(幼児)がガラスを割った。^{※1}
 - ・バレーボールの試合中、打ったスパイクが相手の顔面に当たり、ケガをさせた。^{※2}
- ※1 親権者等には賠償責任が発生しない場合があります。
※2 競技・遊戯中の事故は賠償責任が発生しない場合があります。



保障額は少なくとも1億円以上の準備が安心

近年、**自転車事故などで高額な賠償になるケースが増えており、自転車保険等への加入を義務化**する自治体も増えています。中学生が、自転車同士で衝突し、後遺障害をおわせた自転車事故では、約1億50万円の保険金が支払われました。^{*} 保障額は少なくとも1億円以上を用意しておくと安心です。

※CO・OP共済《たすけあい》に任意付帯の個人賠償責任保険お支払い事例より。

高額な賠償となった事例	支払保険金	※上記および左記は事故例を簡単に紹介したものです。保険金をお支払いする事故と必ずしも一致しないケースもあります。 ※賠償金額の決定には、事故の形態に応じて相手方との過失割合が発生する場合があります。
公園でサッカーボールを蹴って遊んでいたところ、居あわせた相手の頭にあって大ケガをさせてしまった。	約4,750万円	
自転車で走っていて、犬の散歩中の歩行者に衝突し、相手が仰向けに転倒し、死亡させてしまった。	約5,210万円	



ワンポイント
アドバイス

「示談交渉サービス」がついているものが安心

万が一賠償責任が発生した場合に、保険会社が相手方と交渉を行ってくれるサービスがあると安心です。



自動車の補償 について考えよう



任意保険(共済)に加入して、自身と相手への損害に備えましょう。



自賠責保険と任意保険(共済)の補償範囲の違いは？

自賠責保険
正式名称
自動車損害賠償責任保険

交通事故の被害者を救済するための保険で、自動車1台ごとの加入が義務付けられています。補償範囲は対人賠償に限られており、補償額も被害者1名につき死亡で最高3,000万円など限度があります。

任意保険(共済)

対人賠償は自賠責保険を超える分を補償でき、対物賠償・自身および同乗者の傷害・車両の損害など、自賠責保険よりも広い範囲で補償されます。

自動車に乗る際には万が一に備えて「自身や同乗者のため」「事故相手のため」にも、しっかりと備える必要があります。



補償範囲	相手方への補償		自分への補償		その他	
	ケガ・死亡	車・物	ケガ・死亡	車・物	示談交渉	ロードサービス
自賠責保険	○*	×	×	×	×	×
任意保険(共済)	◎	◎	◎	○	○	○

*ケガ120万円まで、死亡3,000万円まで、後遺障害4,000万円まで ※2023年4月1日現在の制度内容です。



サポート体制や弁護士費用等の補償も確認しましょう!

事故が起きた時は慌ててしまうことが予想されます。そのため、補償を考える際は、事故が起きた時のサポート体制(ロードサービスなど)が充実していることも重要です。また、もらい事故の場合の交渉に備えて、弁護士費用等を補償する特約を付帯することも検討しましょう。

ご自身に過失がない事故に遭われた時の事故の相手側との交渉について

交通事故が起きた際、双方に過失がある場合は、当事者が加入している保険(共済)の担当者を通じて解決に向けて話し合います。

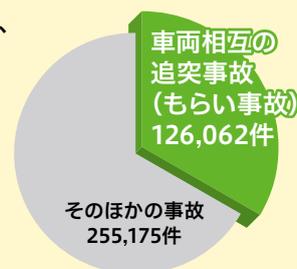
しかし、**自分に過失がない事故(0対100)の場合、弁護士法第72条により、保険(共済)の担当者は事故の相手側との交渉を行うことができません。**

このようなときは、ご自身で事故の相手側と話し合いをしなくてはなりません。弁護士費用等を補償する特約があれば、事故の相手側との交渉などを弁護士に依頼した場合に要する費用をお支払いすることができます。

0対100の事故として代表的なものは車両相互の追突事故です。

交通事故発生件数のうち、3件に1件は車両相互の追突事故(いわゆる「もらい事故」)というデータがあります。

(警察庁交通局 令和元年中の交通事故の発生状況より)



子どもが車に乗るようになったら?



子ども特約などの有無を確認しましょう。

通常、子どもの年齢にあわせて年齢条件を変更すると掛金(保険料)が引き上がりますが、**子どもの年齢条件を基本契約の年齢条件とは別に設定できる「子ども特約」等があれば、掛金(保険料)を抑えることができます。**



レンタカーの場合、有料オプションで事故発生時の負担を減らすことが可能です。

レンタカーの場合、利用料金の範囲で対人賠償(無制限)、対物賠償および人身傷害補償を備えられることが多いですが、**事故発生時の自己負担を少しでも減らすため、次のオプションに加入することも検討しましょう。**

Ⓜ 免責補償

レンタカー利用時に加入する保険に免責金額が設定されていた際、事故時に被保険者が負担する免責金額を免除します。



NOC補償
(ノン・オペレーション・チャージ)

レンタカー利用時、事故などにより破損・汚損した場合、そのレンタカーを修理する間、営業に利用できなくなることに對する、レンタカー使用者が負担する営業補償費用を免除します。



ロードサービス

レンタカー会社によって、ロードサービスがレンタル料に含まれていたり、左記の免責補償とセットになっているなど違いがあります。

住まいの保障 について考えよう



住まいは大きな財産の1つです。
火災はもちろん風水害や地震などの自然災害にも備えましょう。



住宅を購入したり、賃貸住宅に住む時は、どんな保障を備えれば安心かしら？

火災や自然災害による住宅被害は、経済的負担が大きいため、持ち家・賃貸住宅どちらの場合でも保障を備えることが重要です。



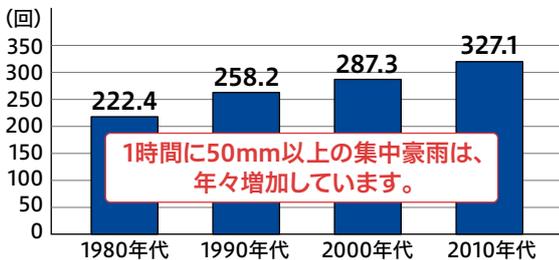
さまざまな災害が各地で多発！住まいのリスクとは？

年々増加する集中豪雨！被害は甚大！ 豪雨

激しい雨が数時間にわたって降り続く集中豪雨や、突発的なゲリラ豪雨により、河川の氾濫や堤防の決壊など、甚大な被害がもたらされています。



集中豪雨の10年毎の平均回数



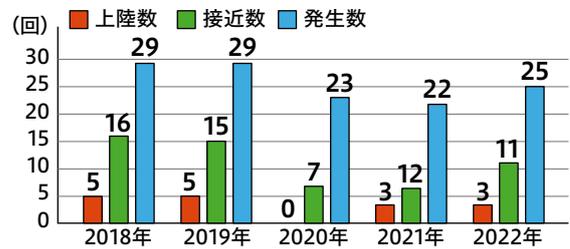
気象庁「大雨や猛暑日など(極端現象)のこれまでの変化」より
※全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化

大型化で、さまざまな災害が発生！ 台風

毎年のようにやってきて、多くの住宅に被害をもたらしている台風。洪水、高潮、土砂崩れなど、二次災害、三次災害が起こる可能性もあります。



直近5年間に発生・接近・上陸した台風の数



気象庁「台風の統計資料」より

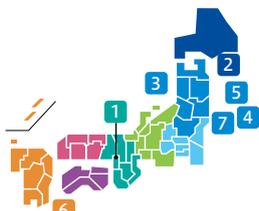
全国各地で頻発！地震大国の日本！ 地震

地震が発生すると建物の倒壊だけではなく、津波や火災などで被害が広範囲に及ぶことが予想されます。また、今後も「南海トラフ地震」など大規模地震の発生が想定されます。



2018年以降に発生したM6.0以上の主な地震

- 2018年6月18日 大阪府北部地震(M6.1)
- 2018年9月6日 北海道胆振東部地震(M6.7)
- 2019年6月18日 山形県沖(M6.7)
- 2021年2月13日 福島県沖(M7.3)
- 2021年3月20日 宮城県沖(M6.9)
- 2022年1月22日 日向灘(M6.6)
- 2022年3月16日 福島県沖(M7.4)



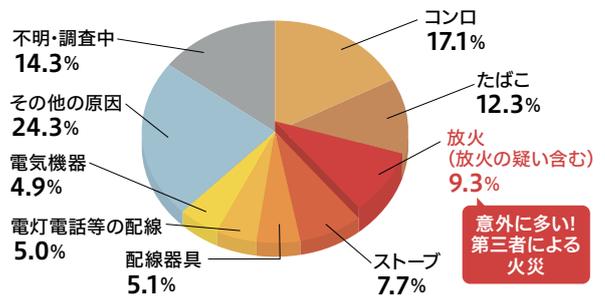
気象庁HP「日本付近で発生した主な被害地震」より(一部抜粋)

もらい火や放火などで思わぬ被害も！ 火事

自宅で火災を起こさないように気をつけていても、他人の家からのもらい火のほか、放火、消火活動で被害が出ることもあります。



建物火災の出火原因

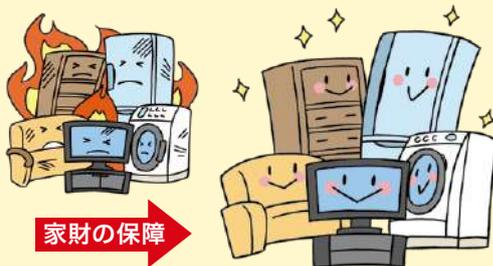


消防庁「令和2年(1~12月)における火災の状況(確定値)」より

持ち家にお住まいの方

住宅 + 家財 で加入し、
万ーにしっかり備えましょう!

火災保障は「住宅の保障」と「家財の保障」、それぞれ加入する必要があります。住宅ローンを組んだときの保障は、住宅のみの保障の場合もあります。万ーのとき、住宅の再建だけでなく、元通りの生活を取り戻すためにも**家財の保障を備えておくことをおすすめします。**



特に住宅ローンが残っている方は
地震の保障にも加入しましょう!

地震(地震が原因による火災含む)で家が全壊・全焼しても、火災保障のみにご加入の場合は地震に関する保障がないケースが多く、住むところを失ったにも関わらず、住宅ローンだけが残ってしまいます。



住宅ローンの負担を軽減し、スムーズに生活再建をするためにも、**地震保険や自然災害共済など、地震に関する保障にも加入することをおすすめします。**

賃貸住宅にお住まいの方

自身の家財だけでなく、**原状回復義務のある住宅に対して**
借家人賠償責任に関する保障の加入を!!

火災等により賃貸住宅に損害が出た場合、借主には住宅の原状回復義務があります。**家財の加入だけでなく、借家人賠償責任に関する保障にも加入することをおすすめします。**



**近隣への延焼や自宅が火元でない場合の
火災にも備えが必要?**

自宅が火元となり近隣を延焼させてしまった場合、「失火責任法」により損害賠償責任は生じませんが、ご近所の方が生活再建できないという事態を避けるための備えも検討しましょう。この場合は、「**類焼損害保障**」の特約を付帯することで備えることができます。



また、逆に近隣の火災によって自宅が損害を受けるケースもあります。この場合は自分の火災保障で経済的負担を補てんする必要があります。**必要な保障を備えること**でご自身の住宅・家財を守りましょう。

介護保障 について考えよう

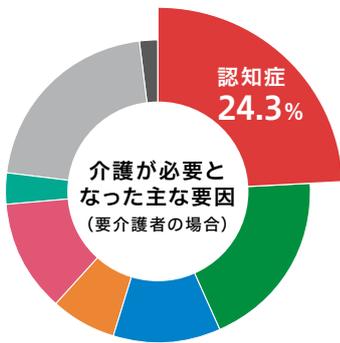


公的な介護保険制度をよく理解して、早めに備えましょう。



介護が必要になるのはどんなとき？ どれくらいの人が介護が必要になっているの？

要介護(要支援)の認定者数は、令和2年度末現在約681万人で、この20年間で約2.6倍になっています。
介護が必要となった原因は認知症が最多です。



- 脳血管疾患(脳卒中).....19.2%
- 高齢による衰弱.....11.4%
- 関節疾患.....6.9%
- 骨折・転倒.....12.0%
- 心疾患(心臓病).....3.3%
- その他.....21.2%
- 不明・不詳.....1.7%

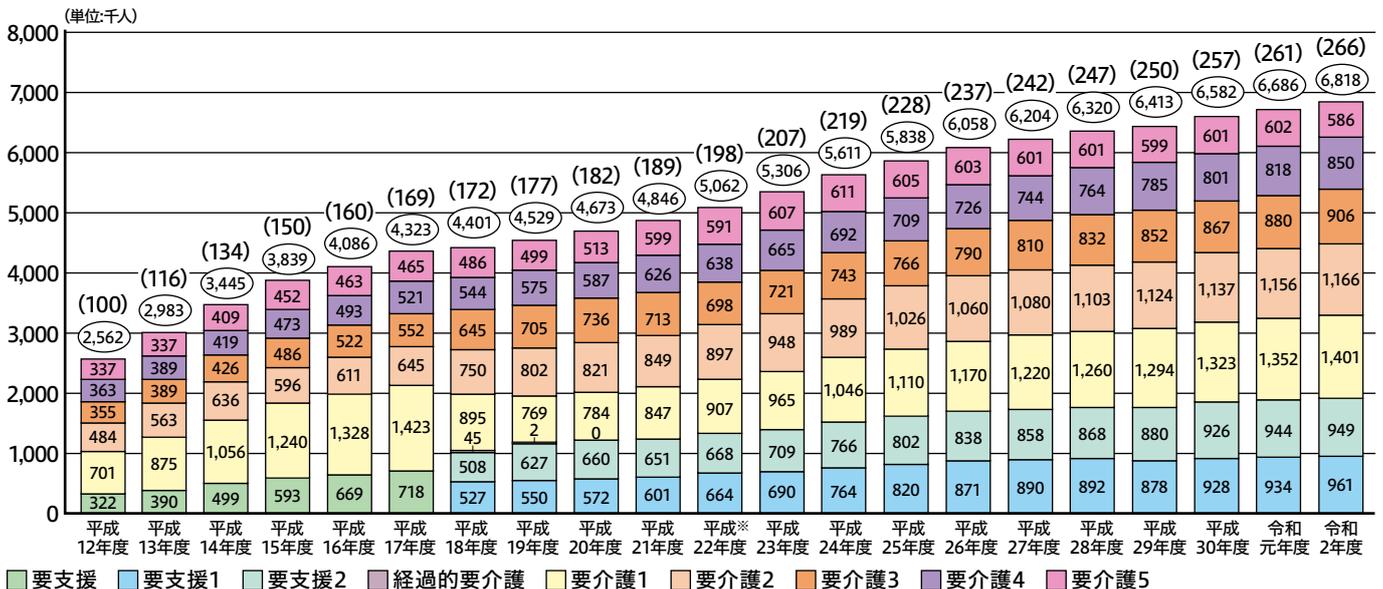
厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」

公的介護保険制度における要介護度別の身体状態の目安(例)

要介護2	要介護3
食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりではできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護4	要介護5
食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。	食事や排泄がひとりではできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2020年6月改訂版)を元に作成

要介護・要支援認定者数の推移



厚生労働省「介護保険事業状況報告」(令和2年度末現在)

※()の数値は、平成12年度を100とした場合の指数である。 ※平成29年度から全市町村で介護予防・日常生活支援総合事業を実施している。
※東日本大震災の影響により、平成22年度の数値には福島県内5町1村の数値は含まれていない。

公的な介護保険制度ってどんな制度？

市町村が運営し40歳以上の方が加入する介護保険制度があります。この制度は費用補助ではなく介護サービスを受けられるといった現物支給が原則で、**利用するには「要介護・要支援認定」を受ける必要があります。**40～64歳の場合は、16種類の特定の病気の場合に限り、介護サービスが受けられます。交通事故などにより要介護の状態になった場合でも介護保険制度は利用できません。また、39歳以下は介護保険制度の対象外です。

	65歳以上の方 (第1号被保険者)	40歳から64歳の方 (第2号被保険者)	※ 特定疾病とは
受給要件	要介護状態・要支援状態	要介護(要支援)状態が、老化に起因する疾病(特定疾病※)による場合に限定	1 がん (医師が一般に認められている知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。) 2 関節リウマチ 3 筋萎縮性側索硬化症 4 後縦靭帯骨化症 5 骨折を伴う骨粗症 6 初老期における認知症 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 8 脊髄小脳変性症 9 脊柱管狭窄症 10 早老症 11 多系統萎縮症 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 13 脳血管疾患 14 閉塞性動脈硬化症 15 慢性閉塞性肺疾患 16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
保険料の徴収方法	市町村と特別区が徴収(原則、年金からの天引き) 65歳になった月から徴収開始	・医療保険料と一体的に徴収(健康保険加入者は、原則、事業主が1/2を負担) ・40歳になった月から徴収開始	

介護ってどれくらいの費用がかかるの？

介護をする平均的な期間は5年1ヵ月で、約5割の方が4年以上の期間となり、長期にわたります。**バリアフリーなどのリフォームや車いすの購入、施設に入居する際の初期費用などの一時費用(平均74万円)**を考慮する必要があります。日々の生活では、介護用品の購入や光熱費などの負担が**月平均8.3万円程度かかり、金銭的な負担は大きくなります。**また、介護をする家族の負担を減らすために家事代行や配食サービスを利用する場合もあるでしょう。そのような費用への備えも必要になります。

介護保険制度と自治体の補助制度を利用しても発生する自己負担に備えて、私的保障で備えましょう。



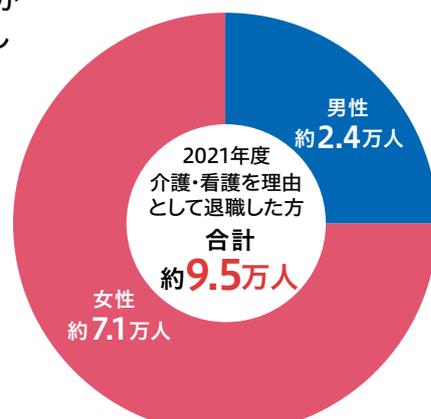
生命保険文化センター「2021年度生命保険に関する全国実態調査」を基にした単純計算。一時費用は住宅リフォーム、介護用ベッドの購入など

家族の介護や自分の介護が必要になったら…

介護が必要になったら今まで通りの生活や働き方は難しくなります。特に39歳以下は公的な介護保険制度がないので、**家族の家計を支えている人が介護が必要となった場合には家計への影響が大きいでしょう。**また、家族の誰かが介護が必要な状態となれば、状況によっては長期的な休職が必要となる可能性があります。金銭的な備えがあれば、施設やサービスを活用し介護のプロに任せることで、家族の負担を減らし、介護離職を防ぐことができるかもしれません。**もしもの時の家族の負担を減らすため、介護でかかる費用に備えるための保障として、介護保険の加入を検討しましょう。**



介護休業制度により一定期間の休職を保障する制度もありますが、2021年度には介護・看護を理由として退職した方が男性で約2.4万人、女性で約7.1万人と合計で約9.5万人でした。



<厚生労働省「雇用動向調査」/2021年より>

※制度は変更されることがあります。最新の情報をご確認ください。

基本的な医療保障や損害補償以外に 必要な備え について考えよう



リスクに応じた様々な保障を知っておくと安心です。

学資保険で教育費用を備えよう!



学資保険は計画的に教育費を積立て、必要な時期に満期金や祝い金を受け取ることができる保障です。



学資保険のイメージ (18歳満期 入学祝金あり)



検討 POINT

- どのタイミングで給付を受けるかご家庭のライフプランも含めて検討しましょう。ただし、原則的に満期まで給付を受けることができないため急な出費への対応が難しいということがあります。保障内容と保険期間、受取時期・方法を把握し、加入を検討しましょう。

認知症保険で保障の充実を!



認知症保険は認知症による介護の経済負担に備える保障です。

保障の種類はまとまった金額が受け取れる『一時金タイプ』や、分割で受け取れる『年金タイプ』などがあります。

認知症患者
65歳以上の5人に1人

(2025年の推計)



内閣府 平成29年版 高齢社会白書

検討 POINT

- 保険金請求の条件として、公的介護保険の認定も必要となるものがあるため、事前に確認しましょう。また、認知症で自身で請求できなくなった場合に備えて、指定代理請求人を登録しましょう。

家族の一員! ペット保険で動物の医療保障も備えて安心!



ペット保険はペットのケガや病気の医療保障です。公的保障がないペットの治療費に備えます。

検討 POINT

- 多くの商品で補償割合が設定されており、その場合医療費の全額は補償されないことに注意しましょう。
- また、ペットの年齢とともに保険料が上がり、家計の負担になることもあるので、保険で備えるか、貯蓄で備えるか検討しましょう。

